

【令和6年度】
令和6年6月17日適用

社会福祉法人 運営指導監査調書

法人名	
-----	--

ガイドライン項目	優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」１ページを参照のこと)	確認書類
Ⅰ 法人運営					
１ 定 款					
1		定款の必要的記載事項（法第31条第1項）が事実と反するものとなっていないか。	法第31条 第1項	・ 必要的記載事項が記載されていない場合、又は定款に記載された内容と事実とが異なる場合は、文書指摘	定款
2-1		定款の変更が評議員会の特別決議（議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の賛成）を経て行われているか。	法第45条の36 第1項 法第45条の9 第7項第3号	・ 定款変更についての評議員会の特別決議が出席者不足又は賛成数不足により成立していないにもかかわらず、認可の申請もしくは届出がされている場合は文書指摘 ・ 定款変更の決議を行った評議員会の招集手続又は議案の提出手続が法令、通知又は定款に違反している場合は文書指摘	決議を行った評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題・議案を決定した理事会の議事録、所轄庁の変更認可書又は所轄庁に提出した定款変更の届出書（所轄庁で保存している書類を確認すること）
2-2		定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか（所轄庁の認可が不要な事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか）。	法第45条の36 第2項、 第4項 規則第4条	・ 定款変更について評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受ける手続又は所轄庁の認可を要さない場合の所轄庁への届出の手続が行われていない場合は文書指摘	
3-1	★	定款を事務所に備え置いているか。	法第34条の2 第1項	・ 主たる事務所における定款の備置きが行われていない場合、又は従たる事務所における定款の備置き若しくは電磁的記録で作成された定款の電子計算機（パソコン）への記録が行われていない場合は文書指摘	定款又はその電磁的記録、法人ＨＰ、公表の方法に関する規程
3-2	★	定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。	法第59条の2 第1項第1号 規則第10条 第1項	・ インターネットの利用（法人ホームページ等）により定款の公表が行われていない場合は文書指摘 （なお、所轄庁が、法人が法人ホームページ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではなく、法人が適切にインターネットの利用による公表を行うことができるよう助言等の適切な支援を行うものとする。）	
3-3		公表している定款は直近のものであるか。	法第59条の2 第1項第1号 規則第10条 第1項	・ 備置き又は公表されている定款の内容が直近のものでない場合は文書指摘	
２ 内部管理体制（特定社会福祉法人）					
1-1		内部管理体制が理事会で決定されているか。	法第45条の13 第5項 令第13条の3 規則第2条の16	・ 内部管理体制として理事会で決定されなければならない事項について、一部でも理事会の決定がされていないものがある場合は、文書指摘	関係規程類、理事会議事録
1-2		内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。			
３ 評議員・評議員会					
(1) 評議員の選任	1	★ 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が評議員に選任されているか。	法第39条	・ 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない場合は文書指摘 ・ 評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていない場合は文書指摘 (ポイント) 「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」としての要件該当性の判断は各法人によって行う。 一応、例を挙げておくと... ①社会福祉事業や学校その他の公益事業の経営者 ②社会福祉に関する学識経験者 ③社会福祉法人に関与したことがある弁護士、公認会計士、税理士 ④退職後一定期間（1年程度）の経過した社会福祉法人職員OB 等々	評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の資料、議事録等）、就任承諾書等

ガイドライン 項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」 1 ページを参照のこと)	確認書類
(1) 評議員の選任		★	評議員選任・解任委員会の運営を適正に行っているか。	法人定款	・評議員選任・解任委員会の運営のための細則（規程等）を作成していない（もしくは内容が定款で決められたものと異なる）場合は、「定款に記載された内容と事実が異なる」（調書1-1）として文書指摘 ・評議員選任・解任委員会の運営のための細則（規程等）に則った運営をしていない場合は口頭指摘 (Q & A) 評議員選任・解任委員に報酬を支払うことは可能か →可能。しかし、法人の経理状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないことが必要。（法人の説明責任）	
		★	就任承諾書等により、評議員の就任の意思表示があったことが確認できるか。	法第38条	・評議員について、就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できない場合は文書指摘	就任承諾書
	2-1	★	欠格事由に該当する者が評議員に選任されていないか。 ○ 欠格事由（評議員となることができない者）は次のとおり。 ① 法人 ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員 ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	法第40条 第1項	・評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと、又は当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないことについて、法人において確認がされていない場合は文書指摘 ・欠格事由や特殊の関係にある者に該当する者がいることが判明した場合は文書指摘 ・評議員が当該法人の役員又は職員を兼ねている場合は文書指摘 (Q & A) 以下の人は、評議員になれるか、なれないか ・法人の会計監査人...なれない ・非常勤の医師...なれない ・記帳代行や税理士業務を行うもの...適当でない ・アドバイスをを行うのみの顧問弁護士、税理士、会計士...可能 ・嘱託医...可能	評議員の選任手続における関係書類（履歴書、誓約書等）、役職員名簿、評議員会の議事録等
	2-2	★	評議員が、当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。	法第40条 第2項		
	2-3	★	当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が評議員に選任されていないか。 ○ 各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。 ① 配偶者 ② 三親等以内の親族 ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8） i 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該評議員又は役員の使用人 iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 iv ii 又は iii の配偶者 v i ～ iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi 当該評議員又は役員が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。） （注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。 vii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。） viii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。） ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人 ※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件とされる特殊の関係にある者の範囲については、上記と同一ではないため留意が必要である。	法第40条 第4項、第5項		

ガイドライン 項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」１ページを参照のこと)	確認書類
(１) 評議員の選任	2-4		社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の５分の１を超えて評議員に選任されていないか。	法第109条 第5項	・社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が評議員総数の５分の１を超えている場合は文書指摘	
	2-5	★	実際に評議員会に参加できない者が名目的に評議員に選任されていないか。	審査基準第3の1の（３）	・欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる場合は文書指摘	
	2-6		地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。	審査基準第3の1の（４）		
	2-7	★	暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。	審査基準第3の1の（６）		
	3	★	評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。	法第40条 第3項	・在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていない場合（同数以下の場合）は文書指摘	定款、評議員名簿、役員名簿、評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等）、理事の選任・解任等に関する書類（理事が選任された評議員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等）
(２) 評議員会の招集・運営	1-1	★	評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。 ※理事が評議員会の１週間（中７日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をする方法で行われなければならない。 ただし、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と２週間（中１４日間）以上の間隔を確保する。	法第45条の9 第10項	・評議員会の１週間前（又は定款に定めた期間）までに評議員に通知がなされていない場合は文書指摘 Q&A 「１週間」の数え方 →「中７日」。例えば５月２８日に評議員会を開催したい場合は、５月２０日まで に招集通知を発出する必要がある。	評議員会の招集通知、理事会の議事録、評議員会の議事録、評議員全員の同意が確認できる書類
	1-2	★	評議員会の招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によるか。 ① 評議員会の日時及び場所 ② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ③ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。施行規則第２条の12）	法第45条の9 第10項 規則第2条の12	・評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない場合は文書指摘 ・評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない場合は文書指摘 Q&A 理事会で評議員会の招集事項を決議する前に「評議員会開催のご案内」を出しても 良いか →評議員会の仮の日程を知らせるという意味で案内を出すことは構わないが、それ だけでは正式な評議員会の招集手続きとは見なせない。理事会の決議後に正式に招 集手続きを行うこと。	
			評議員会の招集通知を省略した場合、評議員全員から同意を得ているか。	法第45条の9 第10項	・評議員会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意が確認できない場合は文書指摘 （ポイント） 評議員会の招集手続きが省略された場合は、「全員の同意があったこと」を客観的 に確認できる資料（同意書を取る、議事録にその旨記載する等）を保存しておく必 要がある。	

ガイドライン 項目	優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」１ページを参照のこと)	確認書類
(2) 評議員会の招集・運営		電磁的方法により評議員会の招集を通知した場合に、評議員の承諾を得ているか。	法第45条の9 第10項	・電磁的方法により通知をした場合に、評議員の承諾を得ていない場合は文書指摘	
	1-3 ★	定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。	法第45条の9 第1項	・定時評議員会が計算書類等を所轄庁に届け出る毎年6月末日（定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき）までに招集されていない場合は文書指摘 Q&A 定時評議員会の開催を理事会から2週間以上空ける必要がある理由（通常の評議員会の場合は1週間） →計算書類、附属明細書、監査報告の備え置きが、「定時評議員会の2週間前から5年間」と規定されているから。（理事会で承認された計算書類等を備え置きする必要があるため、定時評議員会の2週間前までに理事会を開催しなくてはならない、ということ）	
	★	定時評議員会の招集通知に際して、計算書類、事業報告、監事監査報告を提供しているか。	法第45条の29		定時評議員会招集通知
	2-1 ★	評議員会の決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 ○ 評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の出席が必要である（法第45条の9第6項）。なお、この「議決に加わることができる評議員」には、当該決議に特別の利害関係を有する評議員（法第45条の9第8項）は含まれない。	法第45条の9 第6項	・成立した決議について、法令又は定款に定める出席者数又は賛成者数が不足していた場合は文書指摘	定款、評議員会の議事録、同意の意思表示の書面又は電磁的記録、法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類
	2-2 ★	評議員会で決議が必要な事項について、決議が行われているか。 ○ 評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができる（法第45条の8第2項）。定款に定める事項の他、次の事項について、評議員会の決議が必要である。 ・ 理事、監事、会計監査人の選任及び解任 ・ 理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く。） ・ 理事等の責任の免除 ・ 役員報酬等基準の承認 ・ 計算書類の承認 ・ 定款の変更 ・ 解散の決議 ・ 合併の承認 ・ 社会福祉充実計画の承認	法第45条の8 第2項	・決議を要する事項について、決議が行われていない場合は文書指摘 Q&A 評議員会において、招集通知に記載のない議題又は議案について決議することはできるか →評議員会において、招集通知に記載のない議題（＝理事会での決議のない議題）について決議をすることはできない。 議案については、評議員会の目的となっている議題につき、評議員から議案の提出があった場合は決議できる。	
	2-3 ★	評議員会の特別決議は必要数の賛成（議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の賛成）をもって行われているか。 ○ 特別決議によって行われることが必要な議案（法第45条の9第7項） ①監事の解任、②役員等の損害賠償責任の一部免除、③定款変更、④法人の解散、⑤法人の合併契約の承認	法第45条の9 第7項	・成立した決議について、法令又は定款に定める出席者数又は賛成者数が不足していた場合は文書指摘	

ガイドライン項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」 1 ページを参照のこと)	確認書類
(2) 評議員会の招集・運営	2-4	★	評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。	法第45条の9 第8項	・成立した決議に特別の利害関係を有する評議員が加わっていた場合は文書指摘 ・決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない場合は文書指摘 (ポイント) 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかの確認方法 原則：議事録で確認する。(①②の場合でも可) ①評議員会の招集通知と併せて、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合。 ②評議員の職務の執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合。 ※「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務(法第38条、民法(明治29年法律第89号)第644条)を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである。	
	2-5		評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)や評議員会への報告があったとみなされた場合(報告を省略した場合)に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。	法第45条の9 第10項	・評議員会の決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない場合は文書指摘 ・評議員会への報告があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない場合は文書指摘	
	3-1	★	厚生労働省令に定めるところにより評議員会の議事録を作成しているか。 (1)開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項(規則第2条の15第3項)。 ① 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法(例：テレビ会議)を含む。) ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果 ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 ④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 i 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見(法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第1項) ii 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由(辞任後最初に開催される評議員会に限る。法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第2項) iii 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見(法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第4項) iv 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見(辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。同上) v 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条) vi 監事による監事の報酬等についての意見(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第3項) vii 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見(法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第1項) viii 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見(法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第2項) ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称 ⑥ 議長の氏名(議長が存する場合に限る。) ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	法第45条の11 第1項 規則第2条の15 第3項	・議事録が作成されていない場合は文書指摘 ・議事録の必要事項が記載されていない又は不十分である場合は文書指摘	評議員会の議事録、同意の意思表示を行った書面又は電磁的記録

ガイドライン項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」 1 ページを参照のこと)	確認書類
(2) 評議員会の招集・運営			(2) 評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の評議員会の議事録の記載事項（規則第2条の15第4項第1号） ① 決議を省略した事項の内容 ② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名 ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日 ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけでなく、内容について評議員会の議事録に記載しなければならないことに留意すること。	法第45条の11 第1項 規則第2条の15 第4項 第1号	(ポイント) 評議員会の決議（報告）を省略した場合 評議員会の決議（報告）があったものとみなされた日＝全ての評議員からの同意の意思表示が到達した日	
		(3) 理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の評議員会の議事録の記載事項（同項第2号） ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容 ② 評議員会への報告があったものとみなされた日 ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示に係る書面等を事務所に備え置く必要はないこと。	法第45条の11 第1項 規則第2条の15 第4項 第2号			
	3-2	★	評議員会の議事録が法人の事務所に法定の期間（評議員会の日から10年間を主たる事務所に、5年間議事録の写しを従たる事務所に）備え置かれているか。	法第45条の11 第2項、 第3項	・議事録が、評議員会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かれていない場合は文書指摘	定款、経理規程、監事による監査報告、会計監査人による会計監査報告、理事会議事録、評議員会議事録
	3-3		評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定期間備え置いているか。	法第45条の9 第10項	・評議員会の決議を省略した場合に、同意の意思表示が行われた書面又は電磁的記録が、法人の主たる事務所に評議員会の決議があったとみなされた日から10年間備え置かれていない場合は文書指摘	
	3-4	★	評議員会の議事録には、定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印しているか。	法人定款	・定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、当該規定による署名又は記名押印がなされていない場合は文書指摘	
	4-1		計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、監事の監査を受けているか。	法第45条の28 第1項	・計算関係書類等に関して、必要な機関の承認を受けていない場合及び必要な報告が行われていない場合は文書指摘	
	4-2		会計監査人設置法人は、計算書類およびその附属明細書並びに財産目録について会計監査人に監査を受けているか。	法第45条の28 第2項第1号		
	4-3		計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は理事会の承認を受けているか。	法第45条の28 第3項		
	4-4		会計監査人設置法人以外の法人は計算書類及び財産目録について定時評議員会の承認を受けているか。	法第45条の30 第1項、 第2項		
	4-5		会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。	法第45条の31		
4 理 事						
(1) 定数	1-1	★	定款に定める員数が理事として選任されているか。	法第44条 第3項 法人定款	・定款で定めた員数が選任されていない場合は文書指摘	定款、理事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録、その他関係書類
	1-2		定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。	法第45条の7	・定款で定めた員数の3分の1を超える欠員があるにもかかわらず、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、具体的な検討も行われていない場合は文書指摘	
	1-3		理事に欠員が生じていないか。	法人定款	・欠員がある場合に、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、補充の検討が行われていない場合は文書指摘	

ガイドライン 項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」１ページを参照のこと)	確認書類
(2) 選任及び解任	1-1	★	理事は評議員会の決議により選任又は解任されているか。	法第43条 第1項	・理事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない場合は文書指摘 ・評議員会において役員を選任する際は、各候補者ごとに決議を行う必要があるため、役員の選任議案を候補者一括で決議している場合、口頭指摘	評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録、就任承諾書等
	1-2		理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。	法第45条の4 第1項	・理事の解任が評議員会の権限の濫用に当たる場合（現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に該当しない場合）は文書指摘	
		★	理事の就任承諾の意思表示があったことが、就任承諾書等により確認できるか。	法第38条	・理事の就任承諾の意思表示があったことが、就任承諾書等により確認できない場合は文書指摘	
(3) 適格性	1-1	★	欠格事由を有する者が理事に選任されていないか。 ○ 欠格事由（理事となることができない者）については、評議員と同じく次のとおりである。 ① 法人 ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員 ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	法第44条第1項により準用される法第40条第1項	・理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない場合は文書指摘 ・欠格事由に該当する者がいること、又は、各理事と特殊関係にある者が上限を超えて含まれていることが判明した場合は文書指摘	役員の選任手続における関係書類（履歴書、誓約書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録等
	1-2	★	各理事について、特殊関係者が上限を超えて含まれていないか。 ○ 各理事と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。 ① 配偶者 ② 三親等以内の親族 ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の10） i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該理事の使用人 iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 iv ii又はiiiの配偶者 v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。） （注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。 vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。） ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人 ※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件とされる特殊の関係にある者の範囲については、上記と同一ではないため留意が必要。	法第44条 第6項		
	1-3		社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員（理事及び監事）の総数の5分の1までとなっているか。	法第109条 第5項	・社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えている場合は文書指摘	
	1-4	★	実際に法人運営に参加できない者が名目的に理事に選任されていないか。	審査基準第3の1の（3）	・欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる役員がいる場合は文書指摘	
	1-5		地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。	審査基準第3の1の（4）		

ガイドライン項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」１ページを参照のこと)	確認書類
(3) 適格性	1-6	★	暴力団員等の反社会勢力の者が理事に選任されていないか。	審査基準第3の1の（6）	・暴力団員等の反社会的勢力の者が理事となっている場合は文書指摘	理事の選任手続における関係書類（履歴書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録等
	2-1		社会福祉事業の経営に識見を有する者が理事に選任されているか。	法第44条 第4項第1号	・理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合は文書指摘	
	2-2		当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が理事に選任されているか。	法第44条 第4項第2号	・理事のうちに「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合は文書指摘	
	2-3	★	施設を設置している場合は、当該施設の管理者が理事に選任されているか。（複数施設を保有する場合は、最低１人は選任すること。）	法第44条 第4項第3号	・当該法人が施設を設置している場合であって、施設の管理者が理事として一人も選任されていない場合は文書指摘	
(4) 理事長	1-1	★	理事会の決議で理事長を選定しているか。	法第45条の13 第3項	・理事長及び業務執行理事の選定が法令及び定款に定める手続により行われていない場合は文書指摘	定款、理事会の議事録
	1-2	★	業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。	法第45条の16 第2項第2号		
5 監 事						
(1) 定数	1-1	★	定款に定める員数が監事として選任されているか。	法第44条 第3項 法人定款	・定款で定めた員数が選任されていない場合は文書指摘	定款、監事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録及びその他関係書類
	1-2		定款で定めた監事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。	法第45条の7	・定款で定めた員数の3分の1を超える欠員があるにもかかわらず、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、具体的な検討も行われていない場合は文書指摘	
	1-3		監事に欠員が生じていないか。	法人定款	・欠員がある場合に、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、その補充のための検討が行われていない場合は文書指摘	
(2) 選任及び解任	1-1	★	監事は評議員会の決議により選任されているか。	法第43条 第1項	・監事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない場合は文書指摘	評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録、監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類
	1-2	★	評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。	法第43条 第3項	・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない場合は文書指摘 （ポイント） 「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。 同意の確認方法については？ ①各監事ごとに作成した同意書や ②監事の連名による同意書 ③監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）	
	1-3		監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。	法第45条の9 第7項第1号 法第45条の4 第1項	・監事の解任が評議員会の有効な特別決議により行われていない場合は文書指摘	
		★	監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等で確認できるか。	法第38条	・監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない場合は文書指摘	

ガイドライン 項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」 1 ページを参照のこと)	確認書類
(2) 選任及び解任	2-1	★	欠格事由を有する者が監事に選任されていないか。 ○ 欠格事由（監事となることができない場合）は、評議員及び理事と同じく次のとおりである。 ① 法人 ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員 ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	法第44条 第1項	・法人において監事の選任手続の過程において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないことについて確認していない場合は文書指摘 ・監事のうちに欠格事由に該当する者がいること、各役員と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていることが判明した場合は文書指摘	監事の選任手続における書類（履歴書、誓約書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録
	2-2	★	監事が評議員、理事又は職員を兼ねていないか。	法第44条 第2項		
	2-3	★	監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。 ○ 各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおりである。 ① 配偶者 ② 三親等以内の親族 ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の11） i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該役員の使用人 iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 iv ii又はiiiの配偶者 v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。） （注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。viiにおいて同じ。 vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。） viii 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。） ix 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。） ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人 ※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件となる特殊関係者の範囲については、上記と同一ではないため留意が必要。	法第44条 第7項		
	2-4		社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか	法第109条 第5項	・社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えている場合は文書指摘	
	2-5	★	実際に法人運営に参加できない者が名目的に監事に選任されていないか。	審査基準第3の1の（3）	・理事会への欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されていると考えられる監事がいる場合は文書指摘	
	2-6		地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事が就任していないか。	審査基準第3の1の（4）		
	2-7	★	暴力団員等の反社会勢力の者が監事に選任されていないか。	審査基準第3の1の（6）	・暴力団員等の反社会的勢力の者が監事になっている場合は文書指摘	

ガイドライン 項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」１ページを参照のこと)	確認書類
	3	★	社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が監事に含まれているか。	法第44条第5項	・監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」として評議員会の決議等適正な手続により選任された者がいない場合は文書指摘 ・監事のうちに「財務管理について識見を有する者」として、評議員会の決議等適正な手続により選任された者がいない場合は文書指摘	監事の選任手続における書類（履歴書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録
(3) 職務・義務	1-1	★	監事は理事の職務執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。 ○ 会計監査人非設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は、次のとおり定められている（規則第2条の27、第2条の28）。 ・監査報告の内容は次のとおりである（規則第2条の27）。 ① 監事の監査の方法及びその内容 ② 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 ③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 ④ 追記情報 i 会計方針の変更 ii 重要な偶発事象 iii 重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項（規則第2条の27第2項） ⑤ 監査報告を作成した日 ○ 事業報告等に係る監査については、次のとおり定められている。 ・監査報告等の内容は次のとおり規定されている（規則第2条の36）。 ① 監事の監査の方法及びその内容 ② 事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見 ③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 ⑤ 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 ⑥ 監査報告を作成した日	法第45条の18 第1項	・監査報告に必要な記載事項が記載されていない場合は文書指摘 ・監事が期限までに特定理事（計算関係書類の監査報告について、会計監査人設置法人にあっては特定理事及び会計監査人）に監査報告の内容を通知していない場合は文書指摘	監査報告、監査報告の内容の通知
	1-2	★	監事は理事会への出席義務を履行しているか。 ① 理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。 ② 理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。 ③ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。	法第45条の18 第3項	・理事会に2回以上続けて欠席した監事がいる場合は文書指摘 ・監事の全員が欠席した理事会がある場合は文書指摘 ※所轄庁がやむを得ない事情があると認める場合を除く。	理事会の議事録
6 理事会						
(1) 審議状況	1-1	★	権限を有する者が理事会を招集しているか。	法第45条の14 第1項	・招集権を有さない者が理事会を招集している場合は文書指摘	理事会の招集通知、理事会の議事録、招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類
	1-2	★	各理事及び各監事に対して、期限までに理事会の招集の通知をしているか。	法第45条の14 第9項	・理事及び監事全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない場合は文書指摘 （ポイント） 期限...理事会の日の1週間（中7日間）（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間）以上前	

ガイドライン 項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」１ページを参照のこと)	確認書類
(1) 審議状況	1-3		理事会の招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。	法第45条の14 第9項	・招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない場合は文書指摘 (ポイント) 理事会の招集手続きを省略するときは、「全員の同意があったこと」を客観的に確認できる資料(同意書を取る、議事録にその旨記載する等)を保存しておく必要がある。	
	2-1	★	理事会の決議に、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。	法第45条の14 第4項、第5項	・成立した決議について、法令又は定款に定める定足数又は賛成数が不足していた場合は文書指摘	定款、理事会議事録、理事の職務の執行に関する規程
	2-2	★	理事会の決議が必要な事項について、決議が行われているか。 ○ 次の事項については、理事会の決議を要する。 ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定【法第45条の9 第10項】 ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職【法第45条の13 第3項、法第45条の16 第2項】 ・重要な役割を担う職員の選任及び解任【法第45条の13、第4項第3号】 ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止【法第45条の13、第4項第4号】 ・内部管理体制の整備(特定社会福祉法人のみ)【法第45条の13、第4項第5号】 ・競業及び利益相反取引の承認【法第45条の16 第4項】 ・計算書類及び事業報告等の承認【法第45条の28 第3項】 ・役員、会計監査人の責任の一部免除(定款に定めがある場合に限る。) 【法第45条の13、第4項第6号】 ・その他重要な業務執行の決定(理事長等に委任されていない業務執行の決定) ・補償契約の内容の決定【法第45条の22の2】 ・役員等賠償責任保険契約の内容の決定【法第45条の22の2】	左記参照	・理事会の決議を要する事項について決議が行われていない場合は文書指摘 Q & A 招集通知に記載のない議題について、理事会で審議することができるか →理事会当日であっても、動議として議題が提出されれば、審議可能と考えられる。 (評議員会ではできない) (ポイント) 経過措置による特例 補償契約及び役員等賠償責任保険契約の内容の決定については、令和3年3月1日以降に締結する契約について決議を要する。	
	2-3	★	理事会の決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。	法第45条の14 第5項	・議案について特別な利害関係を有する理事が決議に加わっている場合は文書指摘 ・議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない場合は文書指摘 (ポイント) 決議に特別の利害関係を有する理事がいるかの確認方法 原則：議事録で確認する。(①②の場合でも可) ①理事会の招集通知と併せて、当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合。 ②理事の職務の執行に関する法人の規程で、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合。 ※「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する善管注意義務(法第38条、民法(明治29年法律第89号)第644条)を履行することが困難と認められる利害関係を意味し、「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引や利益相反取引の承認等の場合がある。	
	2-4	★	理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。	法第31条 第5項	・理事会で評議員の選任又は解任が行われている場合は文書指摘	
	2-5	★	理事会に欠席した理事が書面により議決権の行使を行っていないか。	留意事項通知 P18	・欠席した理事が書面により議決権の行使をしたこととされている場合は文書指摘	

ガイドライン 項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」 1 ページを参照のこと)	確認書類
(1) 審 議 状 況			理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録があるか。	法第45条の14 第9項	・理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がない場合は文書指摘	
	3-1	★	理事会で、理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。 ○ 理事に委任することができない事項（第45条の13第4項各号） ①重要な財産の処分及び譲受け ②多額の借財 ③重要な役割を担う職員の選任及び解任 ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ⑤内部管理体制の整備 ⑥役員等の損害賠償責任の一部免除	法第45条の13 第4項	・理事に委任ができない事項が理事に委任されている場合は文書指摘	理事会議事録、理事に委任する事項を定める規程等
	3-2	★	理事に委任される範囲が明確になっているか。	法人定款	・理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない場合は文書指摘	
	4	★	実際に開催された理事会において、必要な回数以上、職務の執行状況の報告がされているか。	法第45条の16 第3項	・理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていない場合は文書指摘 Q&A 報告事項とはどのようなものか ・事業報告（四半期・半期） ・重要な契約の契約結果 ・理事長が専決した契約の内容 の ・事業運営上生じた重要事項 の経過 ・重要な決議事項の経過 ・指導監査における指摘事項 ・各種委員会その他重要な組織の活動状況 ・行政庁等に対する届出等のうち重要なもの ・理事会の決議事項のうち特に重要な事項 ・その他理事会から報告を求められた事項	定款、理事会の議事録

ガイドライン 項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」１ページを参照のこと)	確認書類
(2) 記録	1-1	★	法令で定めるところにより理事会の議事録が作成されているか。 (1) 開催された理事会の内容に関する議事録の記載事項(規則第2条の17第3項)。 ① 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法(例:テレビ会議)を含む。) ② 理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨 i 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの(法第45条の14第2項) ii 招集権者以外の理事が招集したもの(法第45条の14第3項) iii 監事が招集を請求したことにより招集されたもの(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第2項) iv 監事が招集したもの(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項) ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果 なお、理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとめないものは、その決議に賛成したものと推定される(法第45条の14第8項)ことから、議事録においては、決議に関する各理事の賛否について正確に記録される必要がある。 ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名 ⑤ 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 i 競争又は利益相反取引を行った理事による報告(法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項) ii 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条) iii 理事会において、監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項) iv 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事による報告(法第45条の22の2により準用される一般法人法第118条の2第4項) ⑥ 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合(法第45条の14第6項)の、理事長以外の出席した理事の氏名 ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称(監査法人の場合) ⑧ 議長の氏名(議長が存する場合)	規則第2条の17 第3項	・議事録に必要事項が記載されていない場合は文書指摘	定款、議事録、理事全員の 同意の意思表示を記した書 類
			(2) 理事会の決議を省略した場合(理事会の決議があったとみなされた場合)の理事会の議事録の記載事項(規則第2条の17第4項第1号)。 ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 ② ①の事項の提案をした理事の氏名 ③ 理事会の決議があったものとみなされた日 ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名	規則第2条の17 第4項 第1号	(ポイント) 理事会の決議(報告)を省略した場合 理事会の決議(報告)があったものとみなされた日=全ての理事からの同意の意思表示が到達した日 ※監事の異議がないことを確認する期限は定められていない。	
			(3) 理事、監事及び会計監査人の、理事会への報告を省略した場合(報告があったとみなされた場合)の理事会の議事録の記載事項(規則第2条の17第4項第2号)。 ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容 ② 理事会への報告を要しないものとされた日 ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名	規則第2条の17 第4項 第2号		

ガイドライン 項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」 1 ページを参照のこと)	確認書類
(2) 記録	1-2	★	理事会の議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。	法第45条の14 第6項	・議事録に議事録署名人の署名等がない場合は文書指摘 Q & A 定款で「出席した理事長と監事」が署名（または記名・押印）すると規定している場合で... ・理事長が欠席した場合...法律どおり「出席した理事と監事全員」が署名（または記名・押印）する ・監事が欠席した場合...欠席した監事を除き、理事長と出席した監事が署名（または記名・押印）する（監事2名で2名とも欠席なら、理事長のみ）	
	1-3		理事会の議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。（電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印の代わりに電子署名をすること）	規則第2条の18 第1項 第1号、第2項	・議事録に議事録署名人の署名等がない場合は文書指摘	
	1-4	★	理事会の議事録又は意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間（理事会の日から10年間）備え置いているか。	法第45条の15 第1項	・必要な議事録が主たる事務所に備え置かれていない場合は文書指摘	
			理事会の決議があったとみなされた場合（省略した場合）に、決議があった日から10年間同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に備え置いているか。	法第45条の15 第1項	・必要な理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録が備え置かれていない場合は文書指摘	議事録
		★	理事会の議事録に議事を正確に記録しているか。（発言要旨、議事経過、表決結果等）		・議事に関する記載が簡潔過ぎる場合は、より具体的に記載するよう助言	
(3) の 状 債 権 債 務	1	★	借入（多額の借財に限る）は、理事会の決議を受けて行われているか。 （予算以外で新たな資金借入を行う場合、理事会で資金の使途、担保物件、償還計画等実質的な審議が行われているか。） ※会計調査にも同様の項目あり。	（参考）第45条の13 第4項第2号	・多額の借財（専決規程等がない場合は全ての借財）について理事会の決議を受けた上で行われていない場合は文書指摘	定款、理事会議事録、借入金明細書（計算書類の附属明細書）、専決規程等、理事長による決裁文書、借入契約書等
7 会計監査人（該当法人のみ）						
	1-1		特定社会福祉法人について、会計監査人の設置を定款に定めているか。	法第36条 第2項 法第37条	・特定社会福祉法人が会計監査人の設置を定款に定めていない場合は文書指摘	定款、会計監査人の選任に関して検討を行った理事会議事録等
	1-2		会計監査人の設置を定款に定めた法人は、会計監査人を設置しているか。	法第36条 第2項 法第37条	・定款に会計監査人の設置を定めている法人が会計監査人を設置していない場合は文書指摘	

ガイドライン項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」１ページを参照のこと)	確認書類	
	1-3		会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。	法第46条の6 第3項	・会計監査人が欠けている場合に会計監査人の選任のための検討が進められていない場合は文書指摘	評議員会の議事録、理事会の議事録、監事の過半数の同意を証する書類（理事会の議事録に記載がない場合）、会計監査人候補者の選定に関する書類	
	2		評議員会の決議により適切に会計監査人の選任等がされているか。	法第43条 第1項 法第45条の2 第1項	・会計監査人が評議員会の決議により選任されていない場合は文書指摘 ・理事会による会計監査人候補者の選任が適切に行われていない場合は文書指摘 ・理事会による会計監査人候補者の選定に当たって、候補者に対して、会計監査人に選任することができない者でないことを確認していない場合は文書指摘 ・評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない場合は文書指摘		
	3-1		会計監査人は、省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。	法第45条の19 第1項	・会計監査人が会計監査報告を作成していない場合は文書指摘 ・会計監査報告に必要な記載事項が記載されていない場合は文書指摘		会計監査報告、会計監査人が会計監査報告を特定監事及び特定理事に通知文書
	3-2		会計監査人は、財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。	法第45条の19 第2項	・会計監査人が期限までに特定監事及び特定理事に会計監査報告の内容を通知していない場合は文書指摘		
8 評議員、理事、監事（及び会計監査人）の報酬							
（１）報酬	1	★	評議員の報酬等の額が定款で定められているか。	法第45条の8 第4項	・評議員の報酬等の額が定款で定められていない場合は文書指摘	定款	
	2	★	理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。	法第45条の16 第4項	・理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない場合は文書指摘	定款、評議員会の議事録	
	3-1	★	監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定められているか。	法第45条の18 第3項	・定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていない場合は文書指摘	定款、評議員会の議事録、監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類	
	3-2		定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。 ※監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けて定められている場合には、監事の報酬等の具体的な配分について評議員会の決議があったものとして、改めて監事の協議により、具体的な配分を決定する必要はない。	法第45条の18 第3項	・評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されている場合に、その具体的な配分が監事の全員一致の決定により定められていない場合は文書指摘		
	4		会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。	法第45条の19 第6項	・会計監査人の報酬等を定める場合に監事の過半数の同意を得ていない場合は文書指摘		理事会の議事録、監事の過半数の同意を得たことを証する書類
（２）報酬支給基準	1	★	理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。	法第45条の35 第1項、第2項	・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されていない場合は文書指摘 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について評議員会の承認を受けていない場合は文書指摘 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない場合は文書指摘 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない場合は文書指摘	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準、評議員会の議事録	
	2	★	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。	法第59条の2 第1項第2号	・理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されおらず、かつ、財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされていない場合は、文書指摘 なお、所轄庁が、法人が法人ホームページ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではなく、法人が適切にインターネットの利用による公表を行うことができるよう助言等の適切な支援を行うものとする。	法人ＨＰ等	

ガイドライン 項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」１ページを参照のこと)	確認書類
(2) 給 基 準 支			理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を作成する際に、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討を行ったか。	法第45条の35 第1項	・支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない場合は文書指摘	支給基準検討資料等
(3) 支 給 報 酬 の	1-1	★	評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。	法第45条の8 第4項	・支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えている場合は文書指摘 ・支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない場合は文書指摘	定款、評議員会の議事録、報酬等の支給基準、報酬等の支払いの内容が確認できる書類
	1-2	★	役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。	法第45条の16 第4項 法第45条の18 第3項		
(4) 総 額 の 報 公 酬 表 等 の	1	★	理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。	法第59条の2 第1項第3号	・理事、監事及び評議員のそれぞれの報酬等がインターネットの利用により公表されておらず、かつ、財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされていない場合は、文書指摘によることとする。	法人ＨＰ等

ガイドライン 項目	優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」 1 ページを参照のこと)	確認書類
Ⅱ 事業					
1 事業一般					
1-1		定款に定めている社会福祉事業が実施されているか。	法第31条 第1項	・定款に記載している事業を実施していない場合は文書指摘（休止中の事業であって、再開の見込みがある場合を除く）	定款、法人の事業内容が確認できる書類（事業報告等）
1-2		定款に定めていない社会福祉事業が実施されていないか。	法第31条 第1項	・定款に記載していない事業（定款に記載を要さない事業を除く）を実施している場合	
2	★	社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活もしくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。	法第24条 第2項	・法人が地域公益取組を実施していない場合は、地域公益取組を実施できない理由を明らかにするか、地域公益取組の実施を検討するよう助言を行うこととする。	
	★	地域公益取組を実施していない場合は、その理由が明確となっているか。			
2 社会福祉事業					
1-1		当該法人の事業のうち、社会福祉事業が主たる地位を占めるものであるか。	法第22条 審査基準第1の1の（1）	・社会福祉事業の規模が法人の全事業のうち50%以下である場合は文書指摘（法人の社会福祉事業が「主たる地位を占める」ものと所轄庁が認める場合を除く。）	計算書類及びその附属明細書
1-2		社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められない使途に充てていないか。（公益事業（関係法令通知により認められる事業を除く）又は収益事業に充てていないか。）	各通知参照	・社会福祉事業の収入を認められない使途に充てている場合は文書指摘	
2		社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。	法第25条 審査基準第2の1、2の（1）	・法人が社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていない場合は文書指摘	定款、貸借対照表、財産目録、登記簿謄本
	★	社会福祉事業の開始、変更、廃止等所要の手続きを遅滞なく行っているか。		・必要な手続きを行っていない場合は、取り急ぎ対応するように指導する。	諸官庁への届出書類
3 公益事業					
1-1		公益事業は、社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。	法第26条 第1項	・事業に社会福祉との関連性又は公益性がない場合は文書指摘	計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」）、事業報告、理事会及び評議員会の議事録
1-2	★	公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。	法第26条 第1項	・事業に欠損金がある場合に、当該事業の経営の改善のための検討等を行っていない場合は文書指摘	
1-3		公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。	審査基準第1の2の（4）	・公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合は文書指摘（所轄庁が認める場合を除く）	
		公益事業により剰余金を生じたときは、法人が行う公益事業又は社会福祉事業に充てられているか。	審査基準第1の2の（6）		
		公益事業の会計は公益事業区分として経理しているか。	会計省令第7条 第2項 第1号		
4 収益事業					
1-1	★	社会福祉事業又は政令で定める公益事業（社会福祉法施行令第4条及びH14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）の経営に収益事業の収益が充てられているか。	法第26条 第1項	・収益事業の収益が社会福祉事業等以外に充てられている場合は文書指摘（当該収益事業の事業の継続に必要な費用に充てる場合を除く。）	計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」）、事業報告、理事会及び評議員会の議事録

ガイドライン 項目		優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」 1 ページを参照のこと)	確認書類
	1-2		収益事業の経営により、法人の行う社会福祉事業の経営に支障を来していないか。	法第26条 第1項	・収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業等に充てられていない場合に、当該収益事業の経営の改善のための組織的な検討等を行っていない場合は文書指摘	計算書類、収益事業の事業内容が確認できる書類（事業報告等）
	2-1		収益事業の事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。	審査基準第1の3の(2)、(5)	・収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合は文書指摘（所轄庁が特別な事情があると認める場合を除く）	
	2-2		収益事業は、法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。	審査要領第1の3の(2)、(3)	・収益事業の内容が法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものである場合は文書指摘	
	2-3		収益事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。	審査基準第1の3の(4)	・収益事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものである場合	
			収益事業の会計は収益事業区分として経理しているか。	会計省令第7条 第2項 第1号		

ガイドライン項目	優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」１ページを参照のこと)	確認書類
Ⅲ 管理					
１ 人事管理					
	1-1	重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。	法第45条の13 第4項第3号	・「重要な役割を担う職員」として定められている職員の任免について、理事会の決議を経ずに行われている場合は文書指摘	理事会の議事録、職員の任免に関する規程、辞令又は職員の任免について確認できる書類
	1-2	職員の任免は適正な手続により行われているか。	法人規程等	・職員の任免が法人の規程等に定める手続により行われていない場合は文書指摘	
２ 資産管理 ※「（２）基本財産以外の財産」「（３）株式保有」は会計調書による。「（４）不動産の借用」はガイドライン参照。					
（１）	1-1	法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。	審査基準第2の1の(1)	・法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産として定款に記載されていない場合は文書指摘 ・基本財産である不動産の登記が適正になされていない場合は文書指摘	定款、財産目録、登記簿謄本、基本財産の処分等に関する決定を行った理事会議事録、評議員会議事録
	1-2	所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。	審査基準第2の2の(1)のア	・基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない場合は文書指摘	
	1-3	基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。	審査基準第2の3の(1)	・社会福祉事業の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全、確実な方法で行われていない場合は文書指摘	
（４）	1-1	国又は地方公共団体の所有する不動産を社会福祉事業に供している場合に、その使用許可を受けているか。	審査基準第2の1の(1)	・国又は地方公共団体の所有する不動産を社会福祉事業に供している場合に、その使用許可を受けていない場合は文書指摘	登記簿謄本、国又は地方公共団体が借用を認めていることを証する書類（賃貸借契約書等）、法人が行う事業・施設が確認できる書類
	1-2	社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合に、地上権又は賃借権の登記が適正になされているか。	審査基準第2の1の(2)	社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合に、地上権又は賃借権の登記が適正になされていない場合は文書指摘	
※「３ 会計管理」は会計調書による。					
４ その他（特別の利益供与の禁止・社会福祉充実計画・情報の公表等）					
（１） 特別利益供与の禁止	1	★ 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	法第27条 令第13条の2 規則第1条の3	・法人の関係者に特別の利益を供与していると認められる場合は文書指摘 （ポイント） 「特別の利益」とは... 社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。例えば、 ・法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借 ・法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。） ・役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給 というような場合は該当すると考えられる。法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負うものである。	経理規程、給与規程等関係規程類、役員等報酬基準、計算関係書類、会計帳簿、証憑書類、法人の関係者が確認できる書類（履歴書等）

ガイドライン 項目	優先項目	確 認 事 項	根拠	指摘基準 (文書・口頭・助言の区分については、「指導監査ガイドライン」1ページを参照のこと)	確認書類
(2) 社会福祉 充実計画	1		法第55条の2 第11項	・社会福祉充実計画において実施することとされている事業が実施されていない場合は文書指摘	社会福祉充実計画、事業報告、計算書類等
(3) 情報の公表	1	★ 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。 ・ 定款の内容（所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき） ・ 役員等報酬基準（評議員会の承認を受けたとき） ・ 計算書類 ・ 役員等名簿 ・ 現況報告書 公表の範囲については、法人の運営に係る重要な部分（注1）に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分（注2）を除く。 （注1）法人の運営に係る重要な部分ではないことによる省略は、計算書類及び役員等名簿については想定されないが、現況報告書の様式はこの規定を踏まえ定められている。 （注2）個人の権利利益が害されるおそれがある部分としては、役員等名簿における個人の住所の記載や現況報告書における母子生活支援施設、婦人保護施設等の所在地（公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある）がある。	法第59条の2 規則第10条	・必要な事項がインターネットの利用（法人ホームページ等）により公表されていない場合は文書指摘 なお、所轄庁が、法人が法人ホームページ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではなく、法人が適切にインターネットの利用による公表を行うことができるよう助言等の適切な支援を行うものとする。 Q & A 現況報告書に評議員、理事、監事の氏名を記入していても、役員等名簿をホームページに掲載しなくてはならないか →必要。現況報告書はあくまで各年の「4月1日」の状況を記載したもの。ホームページ上で、最新の役員等名簿を確認できるようにしておく	法人HP等
(4) その他	1		法第78条 第1項	・法人が行う福祉サービスについて、第三者評価の受審及び結果の公表やサービスの質の向上を図るための措置を行っていない場合は、これらの措置の実施についての助言を行う。	第三者評価の結果報告書等
	2	★	法第82条	・法人において、苦情解決の体制整備、手順の決定、それらの利用者等への周知が行われていない場合は、これらの措置の実施についての助言を行う。	苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の任命に関する書類、苦情解決に関する規程類、苦情解決の仕組みの利用者への周知のためのパンフレット等
	3-1	★	法第29条 組合等登記令第3条	・指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続（法務局等への具体的な協議を含む。）を行われていない場合は文書指摘 なお、変更登記が行われている又は手続中であるが、期限を過ぎている場合には、今後同様なことがないように求める（口頭指摘）。	登記簿謄本、登記手続の関係書類等
	3-2	★	組合等登記令第3条		
	4	★	徹底通知5の（6）エ	・法人印及び代表者印についての管理が行われていない場合は文書指摘	契約書、見積書、稟議書等